

新潟市ソフトウェア産業協議会規約

(目的)

第1条 本会は、コンピュータ応用の各種ソフトウェア産業並びに情報処理産業に携わる会員相互の協力により、情報サービス産業の健全な発展を図るため、諸問題を協議し、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「新潟市ソフトウェア産業協議会」と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、新潟市役所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流
- (2) 会員各社の発展を目的とした共同事業、人材確保、人材育成等に関する事業
- (3) 新技術、新製品、新需要の情報交換及び共同研究
- (4) 他のグループとの交流及び公的機関、教育研究機関との交流
- (5) 見学会、研究会、講演会などの開催
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、市内に事業所を有する個人又は法人で、次のものをもってする。

- (1) 電子計算機のプログラム作成及びその作成に関し、調査、分析、助言を行うソフトウェア業を営むもの
 - (2) 電子計算機を用いて委託された計算サービス等を行う情報処理サービス業を営むもの
- 2 本会に、会の趣旨に賛同し、その事業に協力し得る賛助会員を置くことができる。

(特別会員等)

第6条 本会には必要に応じ、理事会の承認を得て、次の会員等を置くことができる。

- (1) 特別会員
- (2) 顧問

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を総理すると共に、年次総会、臨時総会及び理事会を主宰する。又、総会では、議長となる。
- (2) 副会長 2名以内 会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事 1名 会長、副会長を補佐し、その指示により会務を統括する。
- (4) 理事 若干名 本会の運営を協議する。
- (5) 監事 2名 本会の会計を監査する。

2 役員の内任期は1期2年とし、連続最長4期8年とする。ただし、2年以上の空白を置いた後の再任は妨げない。また任期終了の役員は新たに選任された役員が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

- 3 任期途中において役員に欠員ができた場合は、理事会において補充の必要性を審議し、補充の必要な場合は理事会において役員候補を選任し総会に諮る。
- 4 必要に応じ、前会長は新会長を補佐することができる。なお任期は1期2年とする。
- 5 理事及び監事は、総会において会員の中から選任し、会長、副会長、幹事は、理事の互選による。ただし、会員が法人である場合は、その代表者又は代表者から委任を受けた者とする。
- 6 理事又は監事が法人の代表者又は代表者から委任を受けた者である場合、当該法人は、理事会の議決を得て、理事または監事を交替させ、後任者に前任者の残任期間を引き継がせることができる。ただし、この場合において、当該理事会開催後、最初に開催される総会において承認を得なければならない。

(機関)

第8条 本会には、次の機関を置く。

(1) 定時総会

総会は、毎年度1回開催し、次の事項を決議する。

- ア 事業報告及び事業計画
- イ 年度決算及び予算
- ウ 規約の改廃
- エ 役員を選出
- オ 会計監査報告の承認
- カ その他理事会において本会運営に必要と認める事項

(2) 臨時総会

会長が必要と認めたとき、開催することができる。

(3) 理事会

理事会は会長、副会長、幹事、理事で構成し、総会に付議すべき事項及び予算・決算、その他について協議決定する。

監事、前会長及び次号に規定する委員会委員長は、理事会に出席し、理事会の諮問に応じ、また、意見を述べることができる。

(4) 委員会

本会の事業を分担処理するため、理事会の議決を経て委員会を設置し、会員は、何れか1以上の委員会に所属するものとする。

委員会には、会を運営する委員長を置き、その他必要な補佐役を置くことができる。

委員会は、必要に応じ開くことができる。

委員会で審議決定した事項は、理事会で報告するものとする。

(議決)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事は出席会員の過半数の賛成により成立する。

- 2 会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出することができる。この委任状を提出した会員は出席会員に含める。ただし、その表決は議長に委任したものとみなす。

(機密保持)

第10条 会員は、本会で知り得た会員企業の情報を他に漏らしてはならない。

(入会金及び会費)

第11条 会員は、入会時に、入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。
- 3 入会金及び会費の賦課、徴収については、理事会の議決を経て、別に定める。
- 4 一度納入された会費は、原則として返還しない。

(入会)

第12条 本会に入会を希望する場合は、別に定める入会届を会長に提出し、理事会の承認をえるものとする。

(退会)

第13条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより退会できる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 解散、又は破産したとき。
- (2) 会費を納入せず、督促後60日以内になお会費を納入しないとき。

(除名及び資格停止)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当すると理事会が判定した場合で、その経緯の説明を求めても、なお不適合と認めるときは、会長は当該会員の資格を一時停止または除名することができる。

- (1) 本会の主旨や規約に反する行為を行った場合
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) その他会員として適当でない行為を行った場合

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入金をもってあげる。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この規約に定めるものの他は、その都度理事会で審議する。

附 則

- 1 この規約は、昭和63年10月19日から施行する。
- 2 本会設立当初の任期は、第7条の規定にかかわらず、この規約施行の日より平成2年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成2年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年5月26日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年5月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年5月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年1月16日から施行する。
- 2 第7条第2項の規定に関わらず、新潟市ソフトウェア産業協議会役員選任規定の施行の日後、最初の役員改選では、約半数の役員を改選することとし、改選する役員は理事会において決定する。
- 3 前項の場合において改選されなかった役員の任期は、最長2期4年とする。

附 則

この規約は、平成25年5月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和3年5月18日から施行する。